

議案第 10 号

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者を定めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者)

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(暴力団の排除)

第5条 前2条の法人は、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。